

(第1-3関係) 補足資料1 1 特別監察において不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定(239件)の捜査・公判への影響の有無の確認結果(補足)

◎ 捜査への影響の確認

・ A-1 (不適切な取扱いが確認された239件のDNA型鑑定のうち、犯罪捜査目的の192件)

「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった捜査上の不適切な事態や支障が生じていないか。

犯罪捜査目的 192件(92件)	犯罪捜査目的以外 47件
-----------------------------	-------------------------

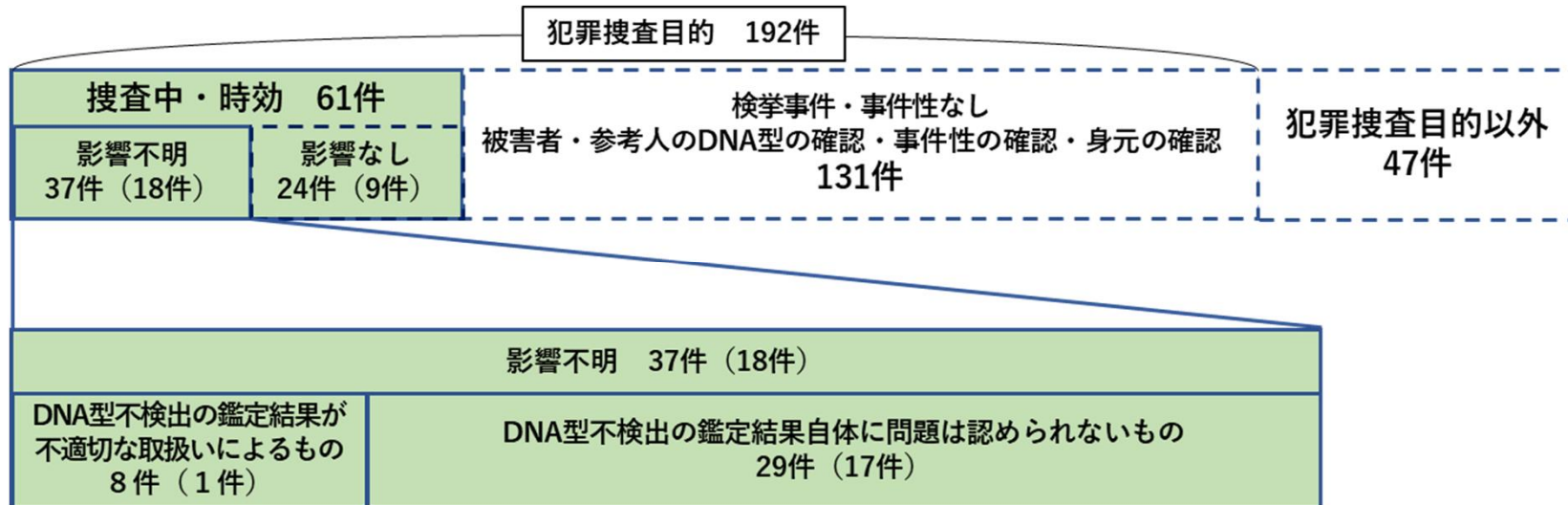
※ () 内の数字は、特別監察で新たに不適切な取扱いが確認された110件のうちの数

- ⇒ ・ 「犯人を検挙している事件に関する鑑定」に関する事件で、対象職員によるDNA型鑑定結果のみで犯人であることを立証しているものはなかった。
- ・ 「捜査中の事件に関する鑑定」や「時効が成立している事件に関する鑑定」で「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」ことが確認されたものはなかった。
- ・ 「被害者・参考人のDNA型を確認するための鑑定」は犯人を特定するためのものではなく、「変死体の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定」の中に事件性のあるものもなかった。
- ⇒ 全て影響なし。

(第1-3関係) 補足資料1 1 特別監察において不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定(239件)の捜査・公判への影響の有無の確認結果(補足)

◎ 捜査への影響の確認

- A-2 (犯罪捜査目的の192件のDNA型鑑定のうち、犯人を特定し、検挙するための鑑定(捜査中・時効のもの)61件)「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないか。



※ () 内の数字は、特別監察で新たに不適切な取扱いが確認された110件のうちの数

- ⇒ 対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていること自体に問題は認められなかったが、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されておらず再鑑定が実施できていないことなどから、対象職員による鑑定でDNA型が検出できた可能性を排除しきれないため、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかったものが29件(捜査中21件、時効8件)確認された。
- 対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることが、対象職員による不適切な取扱いによるものと認められ、対象職員が適切に鑑定を行っていたら、その際にDNA型が検出できた可能性が認められる一方で、必ずDNA型が検出できた根拠もなかったことから、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかったものが8件(捜査中6件、時効2件)確認された。

(第1-3関係) 補足資料1 1 特別監察において不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定(239件)の捜査・公判への影響の有無の確認結果(補足)

◎ 公判への影響の確認

- ・ B (犯罪捜査目的の192件のうち、鑑定結果を送致しているもの41件)

公判で使用されることにより、公判に影響を与えていないか。

鑑定結果送致
41件(16件)

鑑定結果未送致
151件

※ () 内の数字は、特別監察で新たに不適切な取扱いが確認された110件のうちの数

- ⇒ 検察庁への確認の結果、鑑定結果を送致した41件全てが公判において使用されておらず、影響なし。
なお、2件(0件)の鑑定結果については、検察庁から家庭裁判所に送致されていた。(※1)
1件(1件)の鑑定結果については、略式命令(※2)の請求に当たり、証拠として提出されていた。
(※3)

※1 家庭裁判所に送致された2件(分類表番号A【1-1①】1、7)については、家庭裁判所に対し、少年審判における鑑定結果の使用の有無や影響について確認したが、裁判官の判断に関わるものであることからお答えできないという理由で回答が得られなかった。なお、これら2件のうち1件に関する事件については、被疑者の自供や引き当たりにより、送致した人物が犯人であることを立証しているものであり、残りの1件に関する事件については、参考人の供述や被疑者の自供により、送致した人物が犯人であることを立証しているものであった。

※2 刑事訴訟法第461条の規定に基づき、簡易裁判所が、検察官の請求により、その管轄する事件について、公判前に、100万円以下の罰金又は料金を科すもの。

※3 本件鑑定(分類表番号B【1-1①】11)は、同一被疑者により同一被害者に対して連続して行われた佐賀県迷惑行為防止条例違反事件のうちの一つの事件における鑑定であり、略式命令の請求は、他の一連の事件とまとめて行われたもの。略式命令の請求が行われた一連の事件における犯人性の立証に当たっては、自供、被害者・参考人供述、対象職員以外の職員による現場遺留物のDNA型鑑定結果等も用いられていた上、略式命令の請求は、あらかじめ、公判が行われない略式手続によることについて異議がないことを被疑者に確認した上で行うものであることから、略式命令の請求が行われた一連の事件において、被疑者が犯人であることに争いはなかったものと認められ、また、対象職員による鑑定に係る鑑定資料からは、本件発覚後に別の職員が実施した再鑑定によっても、被疑者のDNA型が検出されている。

(第1-3関係) 補足資料1 1 特別監察において不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定(239件)の捜査・公判への影響の有無の確認結果(補足)

◎ 行政上の支障の確認

・ C (犯罪捜査目的以外の47件)

行政目的で行われる死体や行方不明者の身元確認に支障が生じていないか。

死体の身元を確認するための鑑定
32件(13件)

行方不明者の身元を確認できる
ようにするための鑑定
15件(5件)

※ () 内の数字は、特別監察で新たに不適切な取扱いが確認された110件のうちの数

- ⇒ ・ 死体の身元の確認は、対象職員によるDNA型鑑定結果のみを根拠に身元を確認しているものではなく、死体の発見場所、死体の所持品、遺族からの聞き取り等も踏まえ、身元の確認が行われていた。
- ・ 行方不明者の身元の確認は、対象職員によるDNA型鑑定結果のほか遺留品や所持品から身元の確認が行われていた。また、未発見の行方不明者についての対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかった。
- ⇒ 全て支障なし。